

リビング・ニーズ特約付 しんきんあんしんサポート団信

保障内容

死亡

高度障害

余命
6ヵ月以内

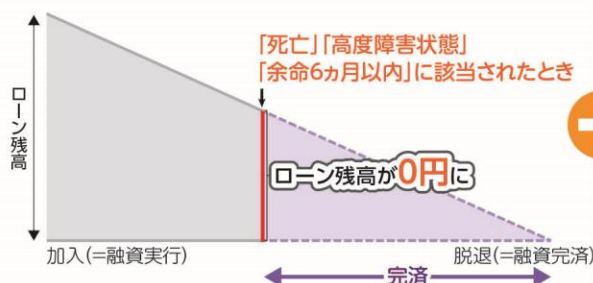
就業不能

上乗せ金利+年 0.10%

- 一般団信の「死亡」「高度障害状態」の保障に加え、すべての病気やケガ(*1)による就業不能状態を幅広く保障する商品です。
- 保険期間中に死亡、所定の高度障害状態に該当されたとき、または長期就業不能保険金のお支払事由に該当されたとき保険金が支払われ、債務が返済されます。
- 就業不能給付金のお支払事由に該当されたときは、該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額が支払われます。
- 余命6ヵ月以内と判断されるととき(*2)に保険金が支払われます。

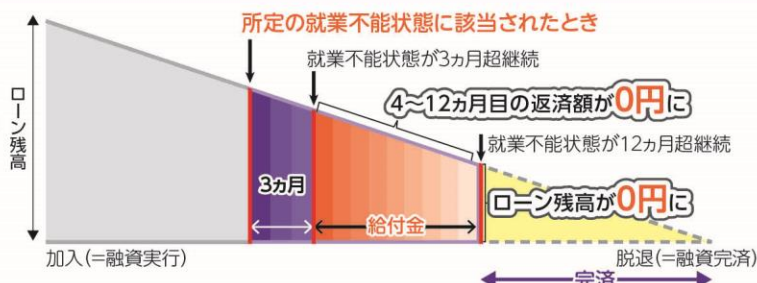
保障①

「死亡」「高度障害状態」
「余命6ヵ月以内」に該当の場合



保障②

「就業不能状態」に該当し
「就業不能状態」が継続している場合



保障範囲

しんきんあんしんサポート団信なら、あらゆる就業不能状態を幅広く保障するので安心です。

就業不能状態例

転倒・転落

交通事故

糖尿病
腎臓病ほか

など

内容の詳細については
二次元コードより
動画でもご確認ください。



「就業不能状態」とは(*1)

「入院」

「病院」または「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること

- ▶上記の「病院」または「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとしします。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設
- ▶上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「在宅療養」

以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること

- ①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
 - ②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
- ▶上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等（病院および診療所以外の場所をいいます。）で治療、養生に専念することをいいます。

(*1) 被保険者の精神障害および被保険者の薬物依存はお支払対象となりません。

(*2) 余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。

この保険の詳細については、「団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。



東京東信用金庫

信用金庫「しんきんあんしんサポート団信」の概要

保険名称	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険			団体信用就業不能保障保険	
特徴	この保険は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金等受取人とし、信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である信用金庫に支払い、その保険金等が被保険者の債務の返済に充当されます。				
保険金等名称	死亡保険金	リビング・ニーズ特約保険金	高度障害保険金	長期就業不能保険金	就業不能給付金
保険金額等	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逓減）します。 加入申込者ひとりあたりの保険金限度額は、他の信用金庫からのお借り入れも含めて、次の①～⑤を通算して2億円以内、かつ④・⑤は各々1億円以内であること ①信用金庫リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ②信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ③信用金庫3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ④信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ⑤信用金庫団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※）リビング・ニーズ特約が付加される前のご融資も通算に含まれます。				給付金額は、当該給付金のお支払事由に該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額となります。
保険金等が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。)	○告知義務違反による解除 ○重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。）				
	○詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合				
	○保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態に該当されたとき（その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。）				
	○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき			○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害（※） ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存（※） ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（その症状の原因の如何を問いません。） ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱 （※）お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の「長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存」をご参照ください。	
保障開始日	融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日、債務引受の場合は、債務引受日）または幹事生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。				
これらの契約からの脱退	○保険金のお支払事由に該当されたとき ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の債務者でなくなったとき ○債務（融資金額）を完済されたとき（保証人または保証会社による代位弁済を含みます） ○満80歳に達した直後の12月31日 ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）が賦払償還債務でなくなったとき				
(備考)					
* 1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの					
* 2 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等のお支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。					
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社)			明治安田生命保険相互会社	

- ・上記「信用金庫「しんきんあんしんサポート団信」の概要」は、住宅ローン等（事業性資金は除く）に付帯される保険の概要を説明したものです。
- ・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。